

資料

- ① 口頭審理手続きへの行政書士の立ち会いについての意見
- ② 平成20年7月3日付け事務連絡
- ③ 平成20年12月22日の「規制改革推進のための第3次答申」(法務・資格分野抜粋)
- ④ 平成21年1月7日付け事務連絡
- ⑤ 平成21年4月口頭審理手続きへの行政書士の参画関係について

法務・資格TF（タスクフォース）ヒヤリング

1. 日 時 : 平成22年1月28日(木) 16:00~17:00
2. 場 所 : 永田町合同庁舎2階 B会議室(206号室)
3. テーマ : 上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの
行政書士の参画について

2010年1月28日

規制改革会議

法務・資格TF委員各位

千葉県茂原市綱島1202番地
千葉県行政書士会 行政書士 原屋 陽

口頭審理手続きへの行政書士の立ち会いについての意見

◎ はじめに

法務・資格TF（タスクフォース）ヒヤリングに出席し、愚見を申し述べる機会を与えて頂いたことに感謝いたします。

行政書士が業務を通して知り合った外国人から依頼を受け、知人として口頭審理に立ち会うことは、容認されるべきであり、かつ、有益であるという立場から、小職の経験と考えを述べたいと思います。

◎ 発端—平成20年7月3日付け事務連絡

行政書士が、入管法第10条第4項の「当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の1人を立ち会わせることができる。」という定めに基づき、立会人として、口頭審理に参加することは従来から容認されており、小職も実際に、東京入国管理局において立ち会いを行ったことがあります。

ところが、入国管理局審判課は平成20年7月3日付け事務連絡において「口頭審理における立ち会いについては、弁護士法第72条に抵触しないものの、立ち会いそのものが行政書士としての業務として法定されていないことから、行政書士が業として口頭審理における立会人となることも出来ないので留意願います。」として、突如、行政書士の立ち会いを排除し、この事務連絡以降、行政書士は口頭審理の立ち会いを行うことが出来なくなってしまいました。

◎ 第3次答申の大きな成果

これに対し、規制改革会議は平成20年12月22日の「規制改革推進のための第3次答申」において、「行政書士が法定業務以外のことを行うのは禁止されていない」とし、「行政書士が親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立ち会いを行うことは差し支えないことを関係者に周知すべきである」との提言を行いました。

福井教授をはじめとする委員の方々の鋭いご指摘と迅速且つ効果的なご提言により、前記事務連絡の誤りが正され、平成21年1月7日付けの新たな事務連絡では「行政書士が親族又は知人に該当する場合には、口頭審理における立ち会いを行うことは差し支えない」とされました。

◎ 第3次答申以降の現場の取り扱い

しかし、地方入管の現場では、第3次答申以降も行政書士の口頭審理への立ち会いについてはきわめて制限的な取り扱いが行われており、実質的に行政書士は口頭審理の場から排除されています。

小職は2009年11月6日、違反審判手続き中の外国人から依頼を受けて口頭審理に立会人として参加すべく東京入国管理局6階の審判課に出向いたところ、担当の特別審理官から「行政書士は口頭審理に立ち会うことは出来ない。」として、立ち会いを拒否されてしまいました。平成21年1月7日付け事務連絡の複写を提示し、「立ち会いは出来るはずだ」と抗議しましたが、「立ち会い拒否は、東京入管独自の判断によるものではなく、本省からの指示に基づくものであるから、どんなに抗議されても立ち会いを認めるわけにはいかない」との返答でした。

◎ 本省の解釈－排除の論理その1－

東京入管のみならず、本省の指示により、全国八地方入国管理局全てで行政書士の排除が行われているとすれば、これは看過できない重大問題です。

そこで、11月10日に入国管理局審判課の職員と電話で話したところ、下記のことが明らかになりました。

「排除の論理」は以下の通りです。

知人、親族は立ち会いが出来るが、外国人が、入国管理局に提出する書類の作成を依頼した際に知り合った行政書士は、その外国人にとって「知人」とはいえない。

◎ 法第10条4項の「知人」とは

不法滞在などの違法行為を行っている外国人と行政書士が、日常生活の中でお友達になったり、知人になったりすることはきわめて少数の特殊な事例を除き、まずあり得ないことです。通常は、業務の依頼・受任をきっかけとして知り合いになるのであって、このような「業務上の知人関係」を認めないというのであれば、行政書士が立ち会いを行うことは実質的に不可能となります。

今更改めて確認するまでもなく、「知人」とは「互いに知っている人、知り合い」(広辞苑)ということであり、「知人関係」は、顔を合わせ、互いに名乗り合ったその瞬間から、発生するものです。

2008年12月25日に行政書士会館で行われた講演で規制改革会議の法務・資格主査である福井秀夫教授は「行政書士さんと本人が会話をしたらそれ以降は知人。初対面以降は知人です。」と述べていらっしゃいますが、その通りだと思います。

法第10条4項が立会人の資格として求めているのは「知人」という事実だけです。そして、法第10条4項の「知人」という言葉には、「どのような場面で知り合ったか」「いつ頃知り合ったか」「互いに相手のことをどれだけ深く知っているか」等という限定的・制限的条件を付け加える余地はないはずです。

◎ 本省の解釈－排除の論理その2－

「排除の論理」はもう一つあります。

行政書士が業として立ち会いを行うことは認められない。

◎ 法第10条4項の立法趣旨

言葉もよく分からず、制度にも不案内な外国人が密室の中で取り調べを受け、事実とは異なる陳述をしたり、入国警備官、審査官、特別審理官などが作った物語にむりやり署名・捺印をさせられたりというような不都合が生じることを防ぎ、違反審判手続きの透明性を高め、公正な手続きを進めるために、法第10条4項は置かれているのであり、さらに、「迅速且つ適切な手続きのためには、専門知識を持ったものが外国人をサポートする必要がある」(第3次答申)のですから、むしろ、積極的に行政書士に立ち会いをさせるべきではないでしょうか。

さらに、外国人を対象とする行政手続きには、外国人が対象であることによって生じる固有の問題があります。それは言葉の問題であり、通訳の問題です。口頭審理を行う際、時に通訳が手配されます。しかし、この通訳が当該外国人の陳述を正しく日本語に置き換えているのか、特別審理官の質問の意図を正確に伝えているのか、時折、取り調べを受ける外国人から、通訳への不満が訴えられることがあります。こうした場合においても、当該外国人の私事情を熟知し、かつ、違反審判手続きについての専門的知識を有する行政書士が立ち会いを行うことによって、適正な通訳が行われているかどうか、確認することも可能となります。

立会人は、代理人とは異なり、口頭審理の場では、特別審理官が必要があると認めるとき以外には、一言の言葉を発することも許されてはいません。横に黙って座っているだけです。審査の妨げにはなりようがありません。行政書士という資格を有するものを口頭審理の立ち会いから排除することに行政上の実益は何もないはずです。

◎ 第3次答申の不可解な一節

なぜ、「業として立ち会いを行うことが許されないのか」と審判課の職員に質問したところ、返ってきた答えは、「第3次答申に『行政書士の業としてでなければ立ち会いは認められる』と書いてあるからだ」というものでした。

そして、「従って、立ち会いをしたければ、業としての立ち会いではない事を立証せよ。具体的にいうと、立ち会いについては報酬を受け取らないということを、明らかにする必要があり、口頭で、立ち会いの費用や報酬を受け取らないというだけでは不十分であり、領収書や契約書などを提示し、特別審理官の理解を得なければならぬ。」というのです。

なぜ、第3次答申にわざわざ「行政書士の業としてでなければ」という言葉が挿入されているのか、浅学非才の身にはよく理解できませんが、「行政書士資格を持っている者が、行政書士の法定業務以外のことを行うのは禁止されていないため、行政書士の業としてでなければ立会いは認められる」という第3次答申の記載の意

図するところは「口頭審理における立ち会いは行政書士の法定業務とはいえないが、行政書士が法定業務以外のこと、例えば、口頭審理の立ち会いを行うのは禁止されていない。従って行政書士の立ち会いは認められる。」ということであろうと思われます。

答申の言葉じりをとらえ、その言葉を自らの都合の良いようにねじ曲げて解釈し、それを行政書士の立ち会いを排除する「理論的背景」とするような、上記、審判課の回答は、第3次答申に込められた意図から180度、かけ離れているものではないでしょうか。

◎ 面従腹背

上述した二つの排除の論理によって実質的に行政書士が口頭審理の立ち会いを行う道を閉ざしておきながら、法務省入国管理局は、2009年4月、外部に向かっては「行政書士が、親族又は知人として立ち会いを行うことは差し支えないことについて地方局及び関係機関に対して周知のための措置を講じた」とホームページ上で公表しています。

こうした入国管理局の「面従腹背」は、規制改革会議への背信行為であり、きわめて不誠実な対応であるといわざるを得ません。

◎ 最後に

入管法第10条第4項が立会人の要件として定めているのは「知人」という事実のみであり、そして、外国人と行政書士の両人が、顔を合わせ、互いに名乗り合ったという事実があれば、そのふたりは「知人」です。「業務を通して知り合った外国人と行政書士との関係は知人とは言えない」というのは入国管理局の内部でしか通用しない論理です。

また、口頭審理に立ち会った人物がたまたま行政書士の資格を持っていたからといって、そのことを理由として「行政書士が立ち会いを行うことは認められない。」と主張するのも誤りです。繰り返しますが、立会人の要件は「知人」という事実関係のみです。「知人」が行政書士の資格を有しているかないかは、立会人として認めるか、認めないかということとは一切関わりのないことです。

第3次答申において「行政書士資格を持っている者が、行政書士の法定業務以外のことを行うのは禁止されていない」とはっきりだめ押しを出されているにもかかわらず、「業としての立ち会いではない事を立証せよ」と、立ち会いに対して、ことさら、入管法に根拠のない無用な障害を築き上げようとするのは、なぜ入管法の中に10条4項が置かれているのかという大切な根本原則を見失った枝葉末節の不毛な論議ではないでしょうか。

行政書士という資格保持者を入管行政の手続きから排除するのではなく、積極的に手続きの中に行政書士の役割を取り入れていくことを入国管理局に対して望むと共に、そのことを実現するために規制改革会議の委員の方々の力が効果的に発揮されることを期待したいと思います。

以上